

京都市母子保健法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市規則第102号

京都市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

京都市母子保健法施行細則の一部を次のように改正する。

第14条第2項第2号中「, 性別」を削る。

第13号様式注以外の部分中

「

性 別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
生 年 月 日	年      月      日

を

」

「

生 年 月 日	年      月      日
---------	-----------------

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部育成推進課)